

長 第04010004号  
平成31年 4月 1日

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各介護保険施設 } 開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室長  
( 公 印 省 略 )

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」の公布  
について（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正されましたのでお知らせします。

当該改正につきましては、「きのくに介護deネット」に改正内容を掲載しておりますので、各事業所においてご確認頂きますようお願いいたします。

当該改正は平成31年10月1日から適用されることとなりますのでご留意願います。

なお、当該改正に伴い平成31年10月1日以降、各サービス事業所等の利用料金等の変更が生じることとなりますが、当該改正による運営規程等の変更の取扱いについては、別途、平成31年8月頃に通知を発出する予定としておりますので併せてご留意願います。

また、「介護職員等特定処遇改善加算」の具体的な運用等については、厚生労働省から通知があり次第、加算算定対象サービス事業所を運営する法人に対して追ってお知らせします。

本通知は、法人に対して1部のみ送付しておりますので、傘下の対象となるサービス事業所等には貴職から通知し、周知徹底願います。

担 当：介護サービス指導室  
T E L：073-441-2527  
F A X：073-441-2523